

『異本義経記』の河越氏

——義経兵法の系譜(一)——

山本 淳

一、はじめに

私は『異本義経記』¹⁾研究を、近世初期に成立した「軍記評判」という軍記物に対する批評・論評の書との関係の中で再検討する必要があると考え、別稿²⁾において『異本』と『太平記評判秘伝理尽鈔』との比較を行い、『異本』が『理尽鈔』をその典拠の一つとしていることを指摘した。これは近年の「軍記評判」、特に『理尽鈔』研究がもう一つの『太平記』として『理尽鈔』を捉えたり、その影響を受けた作品への研究へ対象を広げている研究動向³⁾に沿うもので、本稿も(もう一つの)『義経記』として『異本』を捉え直そうと試みるものである。

そこで本稿では、義経を兵法の師とする「兵法伝授」の意識が『異本』と『理尽鈔』に共通するという別稿での結論から、『異本』の中で義経の兵法の弟子と設定される河越重房とその一族に関する伝承群⁴⁾を取り上げ、検討を加えることとする。

『異本義経記』の河越氏

この河越氏は、桓武平氏の秩父一門、武蔵国河越荘の出身であり、頼朝との結び付きが深い⁵⁾。重頼重房父子は木曾義仲や平家の追討に参加、活躍したが、特に一の谷合戦では平知盛の手放した名馬を重房が捕獲し院に奉ったという馬に因んだ勲功⁶⁾を挙げてい重頼重房父子はその後、縁者である義経が都落ちしたため頼朝の怒りに触れ様々な処罰も受け⁷⁾。文治元年に誅せられたが、その所領の一部が未亡人の尼に下されている⁸⁾。

『異本』において河越氏はそれぞれ「19義経平家追討」「25義経都落」「32義経小舎人重五郎丸」「39義経討死」「40義経室家仕女物語」「41義経奥州下向」の各章段に登場しており、主に重頼の子重房と重頼の娘が描かれている。『異本』では河越氏ほどのように描かれているか。次節から重頼の娘、重房の順にみていくことにする。

二、重頼の娘

重頼の娘は、まず「19義経平家追討」に登場する。義経の頼朝との再会から平家を追討するまでを簡略に記し、一の谷合戦後の義経・範頼陣形論に続けて義経昇官、伊豆有綱と義経の娘の婚姻を述べた後に、

河越太郎重頼娘、朝為姫ト云ル。兼テ美麗ノ沙汰アリ。義経是ヲ思ヒ給ヘ共、鎌倉殿ノ思召ヲハ、カル処ニ、娶ヌヘキノ由、頼朝公仰ニ依テ、八月十四日、重頼息女首途ス。重頼、家子郎等ヲ付ルトソ。九月五日婚姻アリ。(上35ウ〜36オ)と重頼の娘と義経の婚姻を記している。これは、日付は異なるが『吾妻鏡』元暦元年九月十四日条に、

河越太郎重頼息女上落。為相嫁源廷尉也。是依武衛仰。兼日令約諾。重頼家子二人。郎従三十余輩。従之首途。とあることから『異本』は本条に拠ると考えられる。ただその名を「朝為姫」とし、容姿が「美麗」なこと、頼朝と義経の関係を強調するなどの増補がみられる。

次の「25義経都落」では、文治元年に

同十月廿九日義経ヲ責シカ為、頼朝公御馬ヲ出サルヘキニ定リタリ。……因茲、義経既ニ西国ニ赴ントス。前ノ夜、先、御台所、妾静二十郎権頭兼房ヲ相添テ、淀ノ江内忠俊カ方ヘ忍セテ、……(下11オ)

と義経と共に西国落ちをする場面に登場する。

さらに「32義経小舎人童五郎丸」では、文治二年に

同七月四日左馬頭能保朝臣ノ家人、義経ノ小舎人童五郎丸ヲ

生捕ル。能保ノ宅ニシテ義経ノ在家ヲ尋ラル、ニ、去ル六月廿日マテ叡山横川飯室谷淨戒房俊章阿闍梨ノ許ニ御座。仲教阿闍梨・承意律師等馳走アリ。義経室家、当時懐胎ノ身也。右僧中ノ計ヒニテ、東坂本ニ居給フノ由。五郎丸ハ丹波ノ者也。母所勞ノ由ニテ暇給リ、丹州ニ越、昨日上京ノ由申ス。(下30オ〜ウ)

とあり、義経一行の比叡山潜伏時には懐妊していたことが記されている。なおこの童五郎丸が捕らえられた一件も、『吾妻鏡』文治二年閏七月十日条に

左馬頭飛脚到来。状云。搦前伊予守小舎人童五郎丸。召問子細之処。至去六月廿日之比。隠居山上候之旨。所申上候也。如件白状者。叡山悪僧俊章。承意。仲教等。令同心与力者。仍相触其由於座主並殿法印。訖。又所経奏聞也。

とみられることから、本条に拠るのであろう。

そして「41義経奥州下向」において、

義経奥州へ落給シ時、山伏ノ姿ニナリ給フ。郎等皆以其姿トナル。妻室・仕女等或ハ兒又ハ兒立ニ似セテ、彼是五十人計、国々ノ難苦ヲ凌テ北国海道ヲ通り給フト云リ。(下43オ)と児などに変装したことがみえ、この個所も『吾妻鏡』文治三年二月十日条に、

前伊予守義頭日来隠住所々。度々遁追捕使之害。訖。遂経伊勢美濃等国。赴奥州。是依特陸奥守秀衡入道權勢也。

相「具妻室男女。皆仮「姿於山臥並兒童等」。

とあることからそれが分かる。

「39義経討死」では、

同閏四月晦日辰ノ尅、本吉冠者高衛ヲ大将トシテ、伊賀良目七郎高重・佐藤三郎秀員追手ノ道ヲ廻リ、衣川ノ館ヲ襲フ。

……夜ニ入テ義経ノ死骸（並）室家息女ノ死骸ヲ搜出スト雖、

焼類落テ其形分明ナラス。

（下41オウウ）

と義経と共に最期を迎えている。これは『吾妻鏡』文治五年閏四月十日条に、

予州入「持仏堂」。先妻「妻」ニ。子「義経」次自殺。

とあるが、『吾妻鏡』に直接拠っていると判別しにくい。

以上のように、重頼の娘は義経との婚姻時から登場し、名前などの記述がみえるが、それ以降は義経の都落ちに従う一人として「室家」などと記されるのみである。また引用程度の違いこそあれ、『異本』の河越重頼の娘の登場する章段は『吾妻鏡』に拠っているといえよう。『異本』での重頼の娘は『吾妻鏡』に依拠して義経の妻として記載しており、記録という意識が強いようである。

ところで『異本』にこれほど登場する重頼の娘であるが、『義経記』においては「女にて侯者を判官殿の召置かれて候」と重頼の台詞に登場するのみで、特に重視されてはいない。その代わり『義経記』において義経の妻として登場するのは「久我大臣の姫君」である。『異本』においても久我大臣の姫君は「33堀弥太郎

景光生捕」に登場するが、「義経在京ノ時、久我内大臣雅通公ノ姫君ニ通シ給ヒシニ（下30ウ〜31オ）」と記すに留まっており、史実に基こうという『異本』編者の姿勢が伺える。

三、兵法の弟子としての重房

次に重房の登場する章段をみていく。まず「19義経平家追討」の末尾に、

義経此事ヲ後ニ聞給ヒテ、「不覚ナル蒲殿ノ兄ナカラモ加程ニ師ノ拙人ニテ御座ソ。将ノ軍ニ勝テ、首実檢シテ、高名勝劣ヲ尋ルニ、油断ニ兵ヲ立テ有時ハ、敵ノ溢者、身ヲ捨テ将ノ陣ヘ紛入、将ト刺違ル事有。又兵二百騎三百騎ヲ汰テ直ニ驅入事モ有。然ハ勝タル軍ニ思ノ外ナル負ヲスル物ニテ侍ルソ。其而巴ナラス、『将ノ亡命立処ニ有ユヘ、軍モ負テ怖ル事ナク勝テ油断スル事勿』ト書レシハ是也。斯軍ノ痴ニ御座ハコソ、大手生田ノ森ニテ新中納言カ、郎従ト不覚ナル軍ヲシ給ヒシソカシ」ト、川越ノ重房ニ宣ヒシトニヤ。

（上34オ〜35ウ）

と登場するが、これは、一の谷合戦の後に行われた首実検の際に敵残党の反撃に注意して義経が陣を張ったというものである。この出典未詳とされてきた説話が、『理尽鈔』にあることは別稿で指摘したとおりである。

右の引用は、敵重に陣を張つた義経に対する兄の範頼の発言を後に聞いた義経が陣形論を述べる個所であるが、ここで注意すべき点は、傍線部で示した個所であろう。義経は、陣形論を述べる際にまず『将ノ亡命立処ニ有ユヘ、軍モ負テ怖ル事ナク勝テ油断スル事勿』ト書レ」た書物から引用し、次に新中納言平知盛の敗戦を例えとして示している。この構成は、義経の陣形論がよりの確な兵法・軍術であることを強く印象付けるものとなっている。さらに、義経がこうした陣形論を「川越ノ重房ニ宣ヒシトニヤ」と重房に伝授したことが明記されていることは重要である。

この記述から、『異本』における重房は義経から兵法を伝授された人物として設定されていることが理解できよう。

本章段のように、兵法論の紹介・兵法書からの引用・実際の戦による例え・軍記評判によくみられるものである。いうまでもなく『理尽鈔』は楠流の兵法書という性格も有しており、楠正成を中核とした様々な兵法伝授の様が描かれている。『理尽鈔』での正成は義経を兵法の師としていることから、『理尽鈔』の義経も正成の兵法論にまつわる個所に登場する例がみられる。

なかでも、巻八「禁裏仙洞御修法事付山崎合戦事」にみられる義経にまつわる兵法伝授伝承はきわめて重要であろう。それは義経が兵法論を「河越小太郎重房」に語るというものであり、『異本』と共通する認識で設定されているのである。いまこれを「義経・重房兵法問答」とし、少し長くなるが以下に引用してみる。

○六波羅勢。敵はマテ可_レ出合トハ不_レ思寄。深入ト言シ事
 ○評云。凡良将ノ軍ヲ発時。深田ノ中ニ在ル細道ナンドヲ越
 テ寄ルニ。余多ノ有_レ心得。『七書』ニ様々頭ス所也。然共
 是ハ諸人見聞ノ前ナレバ書ニ不_レ及。文治ノ比。九郎義経平
 家ヲ責亡シテ。三種ノ神器ニ度帝都ニカヘシ入レ奉シ時。河
 越小太郎彼宿所ヘ参テ。彼勇ヲ感ジ被_レ申シ。次ニ八島ノ合
 戦ノ時平家ハ城ニ籠テ三千余騎。味方ハ。千人ニ不_レ足小勢
 ニテ侍レハ。御勢ヲバ一所ニ集メ一_レ手ニナシテ。軍ヲバ仕給
 フランニ。廿騎卅騎村々ニ向ヒ給ヒシ条。敵ニ大勢ト知レン
 為ニゾ侍ルラン。勇耳ニ非ズ。謀最賢フ候一ト申サレタリシ
 カハ。九郎打笑テ。「其事耳ニ不_レ侍。八島ハ海辺ニテ。入江
 モ沼モ多ク侍ンスルゾ。左様ノ所ニテ大勢ノ一_レ手ニ備テ寄ル
 時。不_レ行深江深田ノ有テ。軍勢ノ動転スル事侍ランスラン。
 ……跡ノ備ヘト、コホラズ寄セハ。軍ハ勝物ニテ侍ルゾ。
 其上軍ヲ発ルニ。深江深田沼ナトニコソ。将ノ心持ノ侍ルゾ」
 ト宣ヘハ。小太郎ノ云。「御前ニ重房ナラデハ。別ニ人モ不_レ
 侍。左様ノ時ノ心持承度事ゾカシ一ト申サレタリケレバ。九
 郎「可様ノ事ハヲコカマシフ候ヘトモ。御辺ハ別而義経ニ親
 フ侍レバ申ス。深田沼ナトハ広々トシタル所ニモ侍リ。……
 サテ将ノ陣ヲ。備スマシテ。軍ヲ備ル事。道ノ広狭ニ依テ。
 多少ニ可_レ分。……一間ハ狡カラシカ。二間三間ナラバ。
 一_レ与ニ百騎。多クハ百五十騎。広ナラバニ百騎三百騎
 ニシテ。一軍ノ前後ノ間一町。近クハ四十間ニシテ。道ニ隠

シ勢ノ便リ有ラン。……是ヲホルニ習有。『二尺干ヌレバ不_レ破』ト申セシナリ。然共。義経末タ千タル沼ヲ軍勢ニテ渡シタル事ナキ間。不審候。義経ハ此後モ。作用ノ事有ラバ。近辺ノ在家ヘ人ヲ回シテ。在家ヲコホチテ。是ヲウメテ通ント存候。……只有マホシキハ。生徳ノ謀才。至テ可_レ知武ノ道ニテコソ侍レ_レト宣ヒケレバ。重房申サク「作用ノ方便ハ何クニテ誰人ニ御習ヒ候ソ」トイヘハ。九郎仰ケルハ。「義経ハ『七書』ヲ大形学ビテ侍ル。『七書』ニ左様ノ方便ハ無ク侍レトモ。『七書』ノ。一ノオヲ以テ。余多ニ当ル時。カヤウノ謀モ侍ル。書典ヲ学シテ。文字ニ在ル所ノオ計ヲ成ント思フハ。能患ニコソ侍レ。一ノオヲ以テ。余多ニ当。凡ハ心付クモノニテ侍ルゾ_一ト宣シ。小太郎是ヲ信服シテ。書留テヲカレシ。其後河越。頼朝ノ為ニ被_レ討_レテ後。數百年シテ。義貞ノ家人。山内兵衛左衛門直依如何シテカ求タリケン。義貞ニ奉ル。義貞後ニ楠正成ニ是ヲ披見セシム。是ヲ見テ一九郎ハ能大將軍ニテコソ侍リツレ。一々二道ニ叶義ニ当テ覚候_ト。深く感信セシトニヤ。今ノ六波羅ノ大将可様ノ謀一モナク。軍ノ備ヲ不分。唯一手ニ成テ通ル事。武ノ上ノ嗚リタ_ルヘキニヤ

(57オ〜61ウ)

本話は、『太平記』の向日明神の小松原で次々と現れる赤松軍の術中にはまった六波羅軍が敗走する場面の「六波羅勢、敵此マデ可_レ出合_トハ不_レ思寄_ト、ソゾロニ深入シテ」という記述をうけ

て評を加えた個所にある。もつとも、兵法問答の内容からも明らかのようにこの「評云」において展開されているのは、Aにあるように深田を進軍する際の「心得」についてであり、末尾のKと合わせて考えてみるに、実際には『太平記』の

此勢始ハ二手ニ分ケタリケルヲ、久我繩手ハ、路細ク深田ナレバ馬ノ懸引モ自在ナルマジトテ、八条ヨリ一手ニ成、桂川ヲ渡リ、河嶋ノ南ヲ経テ、物集女・大原野ノ前ヨリソ寄タリケル。

という個所についてのものである。

さて、Aにおいて示された深田を進む際の心得は、次のBによると「七書」に記載されているという。そして、義経と重房の間答がこの心得を具体的に説明する形式となっているのである。

Cでは、源平合戦の後に河越小太郎重房が義経に対して八島合戦での兵法を称えている。ここで少数の軍勢を大軍にみせるという兵法は、『太平記』の赤松軍の戦法に対応している。この重房に対して義経は、八島のような「深江深田沼」の地の攻略法が大事であると答える(D)が、これも『太平記』の内容に拠っていない。また義経の八島合戦での戦法を称える姿勢は、近世期の兵法書において広くみられるものであり、『異本』の「義経・範頼陣形論」が八島合戦に材をとっていることも理解できる。

続くEで、重房の求めに応じて義経は深田の攻略法を語ることを決意している。ここで重房が、「別二人モ不侍」と義経の兵法を伝授されるのは自分一人であると強調していることに注意した

い。これは兵法伝授を秘伝とする意識があつたためである。対して義経も、重房を「別而義経二親」しい人物としているが、これは義経が河越氏と縁者であるという史実に基いたと同時に、兵法の弟子という意識もあつたと考えられる。

以下、義経が深田の攻略法を語るという展開となる。Fの注記では、数多い口伝を「楠力伝」としており、『理尽鈔』が楠流の兵法書でもあつたことを示すと同時に、義経の兵法を楠流兵法が取り込んでいることも示している。そして「二尺千ヌレバ不破」という文句を引用（G）したりしながら、「生徳ノ謀才」を持ち「武ノ道」を知る大将たるべきである（H）とし、これが大事であると結んでいる。

Iでは、深田の攻略法をどのようにして習得したかという重房の問いに、義経は「七書」からであると答えている。しかしここでは義経は、冒頭（B）のように「七書」のものには記載されておらず、『七書』ノ。一ノオヲ以テ。余多ニ当ル時。カヤウノ謀モ侍ル」と自分は応用しただけであると述べており、若干の矛盾を生じているが、この程度の矛盾は『理尽鈔』ではよくみられることである。義経は、最後にこの「一ノオヲ以テ。余多ニ当ルべきと述べて結んでおり、先のHと同様にこれも兵法の大事としている。

本話においてもつとも注目すべき箇所はJであろう。Iにおいて義経との問答から授かった兵法を、重房は「書留テ」おいたのである。ここから義経流兵法書が存在していたと同時に、その兵

法書には河越重房が関与していたと想定できるのである。兵法書の実在性はともかく、『理尽鈔』の河越重房が義経の兵法を伝授された存在として認識されたことが理解できよう。そしてこの認識は『異本』の重房と見事に重なり、『異本』編者は『理尽鈔』と共通した重房の設定を意図したといえよう。重房の書き留めておいた書物は、その後新田義貞の家人から義貞に渡り、それを正成に見せている。これは一種兵法書伝授の系譜ともいえ、ここにも義経を兵法の祖とする正成（または正成流兵法）の意識がみられる。

また、兵法論の紹介・兵法書からの引用・実際の戦による例えば・兵法伝授の明示も、それぞれ（深田の攻略法）・G・A、K・Jにみられ、『異本』と共通している。

以上のことから、『異本』の傾向が「兵法伝授」を描こうというものであり、それは近世初期の「軍記評判」の世界と関係しているといえよう。

四、義経室家仕女物語

義経の兵法の弟子という重房と共に、『異本』編者は構成の際に河越氏そのものに対して興味・関心があつたことを伺わせる章段、「40義経室家仕女物語」がある。

同年九月五日、夜二入テ尼女一人、師岡兵衛尉重経力旅宿ニ尋来ル。是義経ノ室家ノ仕女ナリ。重経ニ所縁有ニ依テ頼来

ル。彼尼申テ云ク、「金剛別当ノ子息、下須房太郎秀方、歳十三、常ニ衣川ノ御館ニ参候ス。其節モ、参リテ逗留アリシニ、晦日、泰衡カ軍兵寄ルノ由告来ル時、伊予守殿秀方ヲ召テ、『汝ハ早く帰宅スヘキ』ノ由仰有シニ、秀方申テ云ク、『カハル急難ノ所ニ参リ、見捨テ帰ル事有ヘカラス。御先途ヲ見届ケ申シ、君、若御命ヲ随シ給ハ、我命ヲ捨ツヘキ』由ヲ申ス。伊予守殿涙ヲ流シ玉ヒ、『汝一人是ニ滞リタリ共、全義経カ為ニ非ス。速帰リテ、泰衡ニ忠ヲ致スヘキ』ノ由宣テ、則雜式武貞ヲ属テ、金剛別当カ方ヘ送り帰シ給ヘリ。伊予守殿ノ家人、甲冑ヲ帶スル処ニ、早泰衡カ勢襲ヒ来、軍初ルノ時、女中五六人、裏門ヨリ退出テ、散々ニ成テ其行方知レス。此尼ハ、暫ク関山ノ辺ニ隠レ居テ、其後中尊寺ノ別当大法師心蓮ヲ頼ンテ尼ニナル」ト云リ。重経、郎等ヲ付テ、川越重頼老母ノ方ヘ送り遣スト。義経没落後、川越重頼所領、伊勢国香取五ヶ郷召放サレ、川越一所ハ、老母ニ賜ル。重頼、義経ヲ愛、志深ク有シ。子息重房ハ、義経ノ弟子也。彼是以テ、義経ニ同意ノ風聞有ユヘナリト云リ。下河辺四郎政義、妻ハ義経室家ノ姉也。是モ義経ニ同意ノ沙汰ニヨリ、領知常陸国南郡ヲ召放サル、ト云リ。

(下41ウ、43オ)

この章段の前半は、文治五年九月五日に師岡重経を訪れた義経の妻（重頼の娘）の仕女が、衣川合戦直前の義経と下須房太郎秀方との別れを語るものである。後にその仕女は尼となり、重経によって重頼の老母の下に届けられたという。孫娘や曾孫、義経の

都落ちから最期までを、河越の老母はこの尼の涙ながらの語りによって聴いたことであろう。

また、唐突に登場する師岡重経と下須房太郎であるが、師岡重経は、河越氏と同族であり桓武平氏相馬氏の出という。平泉にいたという設定はおそらく頼朝の奥州征伐に参加していたためである。下須房太郎は奥州藤原氏の一族ともされており、文治五年八月の阿津賀志山合戦で討ち死にしている。いずれも義経と河越氏それぞれの近親者であり、こうした縁のある人物によって伝承されていたのであろうか。

そして後半は、

今日、河越重頼所領等被_レ收公。是依_レ為_二義経縁者也。其内。伊勢香取五ヶ郷。大井兵三次郎実春賜_レ之。其外所者。重頼老母預_レ之。又下河辺四郎政義同被_レ召_二放所領等。為_二重頼輩_一之故也。

という『吾妻鏡』文治元年十一月十二日条に拠っている。まず、『吾妻鏡』では「其外所」としか記されていない重頼の領地を「川越一所」と明記している。これは『吾妻鏡』文治三年十月五日条に「武蔵国河越庄」を重頼の未亡人に与えた記事に拠ると考えられる。また領地没収の理由を『吾妻鏡』は「義経縁者」としているのに対し、『異本』は「重頼、義経ヲ愛、志深ク有シ。子息重房ハ、義経ノ弟子也。彼是以テ、義経ニ同意ノ風聞有ユヘナリ」とより細かい。また重房を「19義経平家追討」と同様に「義経ノ弟子也」と繰り返し紹介しており、義経の兵法の弟子として重房

が認識、設定されていたことは明らかであろう。他に、下河辺四郎政義についても「妻ハ義経室家ノ姉也」以下の増補がみられ、ここにも河越氏について詳述しようという意識が伺える。河越氏に対する関心が『異本』編者にあつたのであろう。

本章段は義経の死を描いた「39義経討死」の直後にあり、その後日譚といった趣をなしている。義経の一代記の結末部にこうした河越氏に因む伝承を配置し、さらに念を押すように『吾妻鏡』を引用して河越氏のその後をも描こうとしている。『異本』編者は河越氏を特に重視していたことが伺えよう。

五、おわりに

本稿は『異本』登場人物の一人河越重房とその一族に注目し、『異本』では「兵法伝授者」とされる重房を中心とした河越氏関係伝承が一つの柱になっていることを指摘した。『異本』編者が河越氏を取り上げた一つの大きな理由は、いわゆる「重頼息女説話」⁹⁾以外に義経の兵法を伝授・伝承した河越重房という「重頼兵法伝授伝承」を重要視したためであろう。

また重頼の娘の紹介や登場箇所は記録的であり、『異本』編者は最期を共にしたといった男女間の関係に関心はなく、重頼の娘をあくまで義経の妻という基本的な設定でのみ扱おうとしているようである。もつとも名前を「朝為姫」とするなど『吾妻鏡』にみられない設定を加えており、河越氏の一人としての関心はあつた

のであろう。

『異本』において河越氏の登場する章段は他の登場人物に比べても多く、またまんべんなく配されている。これは、『異本』編者が主に『吾妻鏡』などに拠って河越氏関係伝承を構成しようとしているが、その構成意識の底には『理尽鈔』でみたような義経流の兵法伝授者としての重房の存在があつたのであろう。またこの「兵法伝授伝承」の存在が『異本』の一傾向であるとすれば、構成上の特色や『義経記』と内容の相違点があるのも、これに起因していると考えられる。

以上から、『異本』を単なる『義経記』研究の一手段とするのではなく、中世末期から近世初期にかけての「軍記評判」や兵法書の流行の中に置くことで、『異本』の成立やその特質の一端が明らかになったといえよう。

注

- (1) 以下『異本』と略す。本文引用は松井簡治氏旧蔵静嘉堂文庫現蔵本(写二冊)に拠る。本稿の引用資料には、適宜句読点や括弧を付し、旧字体を現行のものに改めた。また傍線は私に付した。
- (2) 拙稿『異本義経記』と『太平記評判秘伝理尽鈔』(「軍記と語り物」三四、平十・三)。
- (3) 以下『理尽鈔』と略す。本文引用は国立国会図書館蔵正保二年版本に拠る。
- (4) 兵藤裕己氏『太平記(よみ)の可能性・歴史という物語』(平

七、講談社）、堀竹忠晃氏『平家物語』の受容と変容―『太平記評判秘伝理尽鈔』「伝」の部を中心として―（『論究日本文学』六四、平八・五）、加美宏氏『太平記の受容と変容』平九、翰林書房）、『太平記評判秘伝理尽鈔』輪読会、『太平記評判秘伝理尽鈔』輪読報告（『軍記と語り物』三三三、平九・三）、武田昌憲氏『細川頼之記』の構成と『理尽鈔』（『茨女国文』九、平九）、今井正之助氏『太平記評判書及び関連兵書の生成に関する基礎的研究』平成七年度〜平成九年度科学研究費補助金（基礎研究（C）研究成果報告書、平十・三）など。

(5) 河越氏に関しては、既に大城実氏が『異本義経記』の検討（『軍記物語研究叢書』曾我・義経記の世界）所収、平九）などで『異本』では河越氏が重視されていると指摘されている。重頼の娘の關係者や義経の婿が丹波国と係わりが深いことから「重頼息女説話」が丹波国で伝承されており、それを『異本』が取り入れたのではとされている。本稿では大城氏とは異なる視点から『異本』の河越氏を検討していく。

(6) 例えば重頼の妻が源頼家の乳母に選ばれている（『吾妻鏡』寿永元年八月十二日条）。「吾妻鏡」は新訂増補国史大系本に拠る。以下の引用も同じ。

(7) 重房の捕獲した馬は、寛一本『平家物語』巻九「知章最期」によれば「河越黒」と名付けられている。河越氏は馬牧の経営も行っており馬とは深い關係がある（『川越市史』中世編「第三章第三節「河越氏の興起）」ことから、重房の勲功もリアリティーあ

るものであったろう。

(8) 『吾妻鏡』によると、重房が勝長寿院供養の参列から外されたり（文治元年十月二三日条）、重頼の所領が没収されたり（文治元年十一月十二日条）している。

(9) 『吾妻鏡』文治三年十月五日条。また『源平盛衰記』巻四六「義経行家出都」始終有傑事」にも「武藏国住人河越太郎。并一男小太郎誅セラレケリ。是ハ故秩父権頭力次男ノ子ソカシ。…義経力舅子舅ナルニ依テ、角亡ニケリ」とみえる。『源平盛衰記』の引用は改定史籍集覽本に拠る。

(10) 章段名は高橋貞一氏「異本義経記」（『仏教大学研究紀要』五七、昭四八・三）に拠る。「40 義経室家仕女物語」は重房と重頼の娘の両方が登場するが、第四節で取り上げる。

(11) 本伝承に重房の名がみえるが、第三節で取り上げる。

(12) 古活字丹緑本『義経記』巻四「義経平家の討手に上り給ふ事」。引用は岡見正雄氏校注『日本古典文学大系』に拠る。

(13) 因みに堀弥太郎の生け捕りは『吾妻鏡』にも記載されている（文治二年九月二日条）が、久我内大臣雅通の娘についての記述はなく、義経との婚姻關係があったことを示す資料は現在のところ見出されていない。

(14) 大城実氏「叡山文庫蔵『異本義経記』の構造―義経の婚姻關係を中心に―」（『軍記と語り物』二六、平二・三）など。拙稿「異本義経記」の構成」（『論究日本文学』六五、平八・一）。

(15) 拙稿注（2）。

(16) 恐らく兵法書の類であろうが典拠未詳。

(17) 例えば巻七「吉野城軍事」で正成は「実ハ九郎義経ニ習テコソ候ヘ」と述べている。

(18) 巻八「禁裏仙洞御修法事付山崎合戦事」。引用は後藤丹治・金田喜三郎両氏校注『太平記』一（日本古典文学大系）に拠る。

(19) 『六韜』『孫子』『呉子』『司馬法』『黄石公三略』『射隼子』『李衛公問对』。

(20) 例えば『南木武経』に「源の義経一の谷の合戦、八島の軍其外良將軍に名を得し人」とある。引用は石岡久夫氏『日本兵法史(上)』(昭四七、雄山閣)所収本に拠る。

(21) 参考までに「秩父系図(佐野本大要)」(『川越市史2中世編』所収)では重経は重頼と兄弟とされている。

(22) 『吾妻鏡』文治五年七月一九日条。

(23) 『秀郷流系図(結城)』(統群書類従6下)には「泰衡後醍醐天皇——秀方号下河辺」とし、『吾妻鏡』文治五年八月七日条では「金剛別当秀綱。其子下須房太郎秀方」としている。

(24) 『吾妻鏡』文治五年八月十日条。本条には「金剛別当子息下須房太郎秀方号下須」とあり、『異本』の記述はこれに拠るか。

(25) 現在川越市上戸の河越氏の屋敷跡とされる地には、常楽寺(時宗)があり、中世期には河越氏との関係があった可能性があるという(『川越市史2中世編』第四章第六節「中世の仏教と河越」)。

彼地の河越氏と義経にまつわる伝承の存否が問題となろう。

(26) 『畠山系図』(系図綜覧所収本)には「重頼——女子下河辺重房」とみ

える。なお、政義の兄行平は、秀郷流藤原氏の流れをくみ、秀郷の兵法(特に弓箭の芸)を伝える存在であった(『吾妻鏡』建久元年四月七日条など)。こうした記述にも『異本』編者の兵法伝授への関心が伺えようか。下河辺氏に関しては、野口実氏『武家の棟梁の条件』(平六、中央公論社)、川合康氏『源平合戦の虚像を剥ぐ』(平八、講談社)など。

(27) 大城実氏注(5)(14)。

(28) 『異本』には重房の他に義経の兵法の弟子とされる河野通経が登場し、また義経の兵法の師匠である鬼一法眼が河野氏の出であるとする伝承が『異本』注記に引用される『吉岡本』にみられる。この通経を中心とする河野氏の問題は別に検討することとする。

(やまもと・じゅん 本学大学院博士課程)